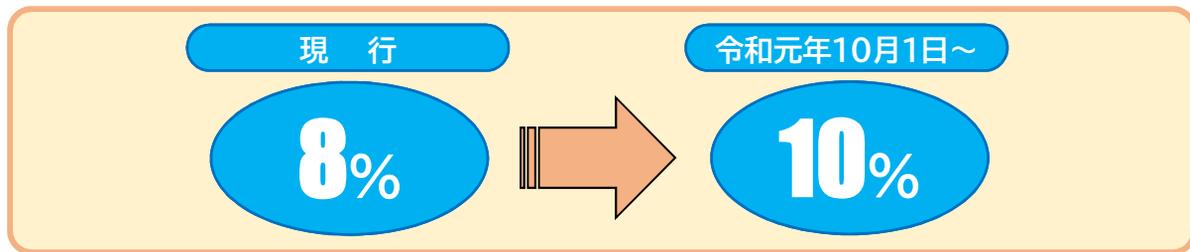


令和元年10月1日から消費税率が10%(現行8%)になります。



新税率の適用

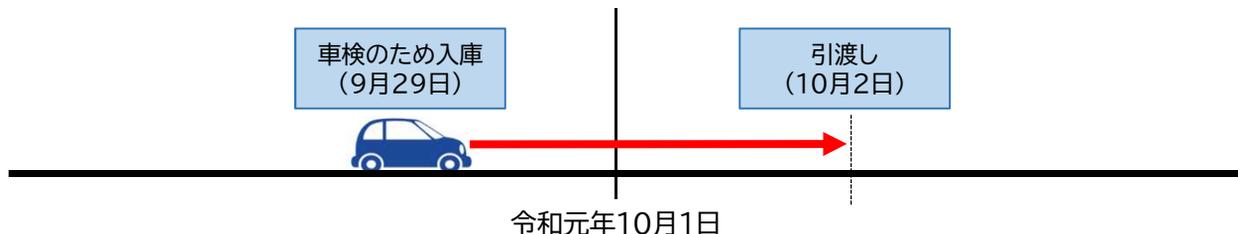
新税率は、施行日(10月1日)以降に行われる資産の譲渡等に係るものについて適用されます。したがって、基本的には、車検や点検整備作業が完了し、ユーザーに車両を引き渡した日(ユーザーが作業完了を確認し、了承した時)が、施行日以降の場合には新税率が適用されます。

●車検入庫後、車両引渡し(納車)の際の税率適用例

例1: 令和元年9月中に入庫、当月中に車検が完了し、引渡した場合【旧税率8%】



例2: 令和元年9月中に入庫後、車検が完了し、10月1日以降に引渡した場合【新税率10%】



引渡しが10月1日を過ぎる可能性がある場合には、ユーザーに対し、新税率が適用されることを入庫時(事前)に説明しましょう。

例3: 令和元年9月中に車検の予約があり、10月1日以降に入庫し、10月中に引渡した場合【新税率10%】



※ここで示した事例以外であって、税率適用の判断が難しい場合は、お近くの税務署等にご相談ください。

税額変更に伴って必要な対応等

①適正な転嫁

- 消費税を適正に転嫁できない場合、会社の利益を削って消費税を納税することになり、経営を圧迫することになります。**消費税は適正に転嫁することにしましょう。**

事業者間の取引において、消費税の適正な転嫁が行われるよう、次の行為は「消費税転嫁対策特別措置法」により禁止されています。

- ①減額 ②買ったとき ③商品購入・役務(サービス)利用・利益提供の要請
- ④本体価格(税抜価格)での交渉の拒否 ⑤報復行為

②消費税額の表示

- 総額表示義務:税込価格表示をすることを「総額表示」といい、事業者には一定の場合※を除き総額表示が義務付けられています。

※一定の場合:「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じれば、税込価格だけでなく、「税抜価格+消費税額」などの表示を行うことも認められます。ただし、消費者への配慮の観点から、事業者はできるだけ速やかに税込価格(総額表示)を表示するよう努めなければなりません。

誤認防止措置の具体的な例

- ①個々の値札等において税抜価格であることを明示する。
値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等
- ②店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する。
個々の値札等においては、「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、それとは別に消費者が商品等を選択する際に目に留まりやすい位置に、「当店の価格は全て税抜価格となっております」等と明瞭に表示を行うこと。

- ◆点検整備料金看板、広告チラシ等(不特定のユーザーを対象とした表示)
これまでどおり総額表示形式とする場合は、令和元年10月以降は消費税率10%を含んだ金額とする必要があります。

定期点検標準技術料金表(自家用車)										
車種										
基本項目	6ヶ月点検 基本作業									
	1年又は12ヶ月点検 基本作業									
	2年点検 基本作業									
	12ヶ月点検 保安確認 検査									
小計										
お客様ご依頼事項	引き取り料									
	納車料									
	エンジン下廻り洗浄									
	下廻り塗装料									
	検査代行手数料 塵タイヤ処理費用									



【基本項目】

- 表示料金は、車種、型式により相違があります。詳しくはおたずねください。
- 表示料金には、点検に伴う簡単な締め付け作業等の料金は含まれておりますが、部品、油類の料金並びに点検の確保する整備の料金は含んでおりません。
- 走行距離の少ない自動車の定期点検の基本作業料金は、表示料金よりも安くなる場合があります。詳しくはおたずねください。

【お客様ご依頼事項】

- 「お客様ご依頼事項」の料金は、基本項目とは別に生ずる料金であり、車種、型式により多少の相違があります。
- ご不明な点は、おたずねください。

車検時には、国に納める費用として自動車重量税、自賠責保険料、検査手数料等が必要です。ご申告下さいばお返金致しますが、前金にてお願い致します。



●表示の金額は、消費税込価格です。

●表示の金額は、消費税込価格です。

消費税税率引上げに関する Q&A



Q1: 令和元年9月29日に車検のために車両を預かったが、車検作業が完了し、ユーザーに車両を引渡し(ユーザーが作業終了を確認し、了承した時)できる日が、新税率適用日(令和元年10月1日)以降となってしまう場合、適用する消費税率はどうなりますか？

A: 役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物(この場合、車検のために入庫した車両)の全部を完成して引き渡した日となります。
この場合、引渡し(ユーザーが作業終了を確認し、了承した時)が10月1日以降となるので、消費税率は10%が適用されます。
ユーザーとの無用なトラブルを避けるためにも、消費税率10%が適用される可能性がある場合には入庫時に説明をしましょう。

Q2: 令和元年9月29日に点検整備の依頼を受けて入庫し、点検整備を終了し、9月30日にユーザーに引渡し(納車)をしました。その際にユーザーに納品書を交付し、その写し(控え)に受領印を頂いたが、請求書の発行は10月1日以降になりました。
この場合、適用する消費税率はどうなりますか？
また、代金の回収が10月1日以降の場合はどうなりますか？

A: この場合、請求書の発行の時期は消費税率に影響しないため、消費税率は8%となります。消費税率は引渡しの日における税率が適用されます。この場合10月1日以前に引渡し completed していますので、請求書の発行が10月1日以降になっても8%の消費税率で請求することとなります。
また、代金の回収時期も消費税率に影響しません。
なお、9月中に引渡し完了した場合は、その際にユーザーに引渡した事を証明する書面等(納品書や受領証等)を残しておくといよいでしょう。

Q3: 令和元年9月10日に、3年間のメンテナンスパック契約を行うと同時に、当該メンテナンスパック料金全額を受領していた場合、消費税率の適用はどうなりますか？

A: メンテナンスパック料金を預り金や前受金等として処理している場合には、10月1日以降にメンテナンスパックのプランに含まれている点検整備等を行った時には、税抜価格に対して消費税率10%が適用されます。
ただし、個々の契約内容や契約した時期などによっては対応が異なりますので、税務署に相談しておくといよいでしょう。

Q4: 「総額表示義務の特例」による税抜価格表示(外税表示)はいつまでの特例ですか？

A: 特例によって税抜価格を表示できる期間は令和3年3月31日までです。
なお、特例により税抜価格を表示している事業者であっても、できるだけ速やかに税込価格を表示(総額表示)していただくという努力義務が設けられています。

消費税率引上げに関して不明な点がある場合は、お近くの税務署等にご相談ください。